

令和8年1月25日執行

美里町長選挙
美里町議会議員一般選挙

の手引

美里町選挙管理委員会

目 次

第1 立候補の手続等

1 立候補の届出	1
1 立候補の届出期日	1
2 補充立候補の届出期間	1
3 立候補の届出	1
(1) 立候補の届出	
(2) 立候補の届出書に記載する候補者の氏名（通称の使用）	
(3) 届出時間	
(4) 立候補届出書の添付書類	
(ア) 供託証明書	
(イ) 宣誓書	
(ウ) 所属党派証明書	
(エ) 公職の候補者の戸籍の謄本又は抄本	
4 立候補の辞退届出	3
5 立候補に伴うその他の届出等	3
(1) 出納責任者の選任及び異動届	
(2) 選挙事務所の設置及び異動届	
(3) 選挙立会人の届出	
(4) 選挙公報の掲載申請	
(5) 選挙運動に関する収支報告書の提出	
2 供託金の没収	4
3 当選人となるための法定得票数	5
4 請負等をやめない場合の当選人の失格	5

第2 選挙運動等の要領

1 選挙運動の期間	6
2 選挙事務所	6
3 選挙運動をすることができない者	7
4 地位利用による選挙運動の禁止	7
5 休憩所等の禁止	8
6 戸別訪問の禁止	8
7 署名運動の禁止	9
8 人気投票の公表の禁止	9
9 連呼行為の制限	9

10 飲食物の提供の禁止	9
11 選挙運動用自動車	10
12 選挙運動用の拡声機	11
13 気勢を張る行為の禁止	12
14 文書図画の頒布	12
15 文書図画の掲示	16
16 選挙運動用ポスター	16
17 新聞紙、雑誌の不法利用等の制限	18
18 新聞広告	18
19 放送設備の使用	18
20 個人演説会	18
21 街頭演説	19
22 演説会及び演説についての禁止及び注意	20
23 投票記載所の氏名等の掲示	20
24 選挙期日後のあいさつ行為の禁止	20
25 実費弁償及び報酬	21
26 法定選挙運動費用支出制限額	22
27 当選無効及び立候補の禁止	23
28 罰則	25
29 その他	25

第3 選挙運動に関する収入支出の報告書記載要領

1 収支報告書（領収書その他の支出を証すべき書面の写し添付）の提出の時期	26
2 帳簿及び書類の保存	26
3 用語の意味と分類	26
4 選挙運動費用に算入されない支出	28
5 その他	28
6 報告書の記入方法	29

第4 寄附の禁止

1 市町村等と特別の関係がある者の寄附の禁止	32
2 公職の候補者等の寄附の禁止	32
3 公職の候補者等の寄附の禁止についての罰則	33
4 公職の候補者等を名義人とする寄附の禁止	34
5 寄附の勧誘・要求の禁止	34
6 公職の候補者等が関係する会社等の寄附の禁止	34

7	公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止	35
8	後援団体に関する寄附等の禁止	35
9	政治資金規正法による寄附の制限	36
第5 選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去について		38

○凡例

「法」・・・公職選挙法
「令」・・・公職選挙法施行令
「規」・・・公職選挙法施行規則
「政規法」・・・政治資金規正法
「国公法」・・・国家公務員法
「地公法」・・・地方公務員法
「町規」・・・美里町公職選挙執行規程
「町ポスター規」・・・美里町議会議員及び美里町長の選挙におけるポスター掲示等に関する規程

第1 立候補の手続等

すべての届出時間は午前8時30分から午後5時までとなっております。

項目	事項
1 立候補の届出	
1 立候補の届出期日	選挙期日の告示のあった日、即ち 町長の選挙の場合 1月20日 町議会議員の選挙の場合 1月20日 となっています (法86の4一)。
2 補充立候補の届出期間	上記の期日に届出のあった公職の候補者が選挙すべき議員定数を超えていた場合(町長の選挙の場合は2人以上あった場合)で、その後(午後5時経過後)に、当該候補者が死亡又は辞退したものとみなされたときは、1月23日まで補充立候補の届出ができます (法86の4五・六)。
3 立候補の届出	<p>立候補の届出は、公職の候補者となるとする者本人が届け出る場合のほか、選挙人名簿(当該選挙の行われる区域内の選挙人名簿に限る。)に登録された者が公職の候補者となるとする者の承諾を得て推薦届出をすることができます(法86の4一・二)。</p> <p>(1) 立候補の届出(推薦届出を含む。以下同じ。)は、郵便等によることなく文書(様式1又は様式2)で選挙長にしなければなりません。</p> <p>(2) 立候補の届出書に記載する公職の候補者の氏名は、戸籍簿に記載された氏名(以下「本名」という。)によらなければなりません。なお、本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの(以下「通称」という。)を、立候補の届出等の告示、新聞広告、選挙公報及び投票記載所の氏名等の掲示に本名に代えて記載され、又は使用されることを求めようとする場合は、立候補の届出書と同時に、これに通称認定申請書(様式7)を添えて選挙長の認定を受けなければなりません (令88八、89五)。</p> <p>なお、通称であるかどうかを証明する責任は候補者側にあるとされていますから、申請の際に、その通称が本名に代るものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、このことを証するに足りる資料、例えば、葉書、名刺、著書、その他その人の社会関係を広くながめてみて、その人の呼称と</p>

して通用している実績を示すに足りるだけのものを提示しなければなりません。ただし、本名として用いられている漢字を「常用漢字表」又は「人名用漢字別表」に掲げられているそれに対応する漢字に置き換えること、又は本名が誤字、俗字であるためこれを正字に訂正して使用することは本名と同じ取り扱いを受けるので通称認定申請は必要ありません。その他、かな書きを使用する場合、又は常用漢字にない文字を、その読みにしたがって、常用漢字にあてて使用する場合等には、すべて通称認定申請が必要です。しかし、この場合は、事柄の性質上、特にその通用度の説明なり資料の提示は必要ありません。

また、立候補の届出書に記載する候補者の本籍及び住所は、それぞれ戸籍の謄本又は抄本、住民票により確認し、正確に記載しなければなりません。

(3) 届出時間は、午前8時30分から午後5時までとなっています。

なお、選挙に関するすべての届出、申出等の時間についても同様に午前8時30分から午後5時までです（法270）。

(4) 立候補届出書には、次の書類を添付しなければなりません（法86の4四、法92一、令89二）。

(ア) 供託証明書

次のとおり供託して証明を受けなければなりません。

町長 50万円

町議会議員 15万円

供託証明書の候補者の氏名は、戸籍簿に記載された氏名でなければなりません。なお、推薦届出の場合における供託は推薦届出をする者がしなければなりません（用紙は法務局に備え付けてあります。）。

(イ) 宣誓書

被選挙権のない者の立候補の禁止（法86の8）及び重複立候補の禁止（法87一）並びに連座の適用による当該選挙区での立候補制限（法251の2、法251の3）の規定により公職の候補者となることができない者でないことを、公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

〔様式3〕の提出が必要です。

(ウ) 所属党派証明書

立候補の届出書又は推薦届出書に記載されている政党、政治団体名が真実であるかどうかを確認するためのものなので、証明書を発行し得る権限を有する者が発行した所定の証明書であることが必要です（**様式6**）。

なお、所属党派（政治団体）証明書の発行権者は、各政党とも選挙の種類によって本部等で決められているので、それ以外の者、例えば、総裁、委員長等が証明書の発行権者になっているにもかかわらず都道府県支部長等が証明したようなものは、権限のない者のした証明書であって証明の効力がないこととされていますので注意してください。

(エ) 公職の候補者の戸籍の謄本又は抄本（令89二）

※推薦届出の場合は（ア）から（エ）のほかに、次の書類も併せて添付しなければなりません。

公職の候補者の推薦届出承諾書（令89二）（**様式4**）

選挙人名簿登録証明書（推薦届出者に係るもの）（令89二）（**様式5**）

4 立候補の辞退届出

立候補の辞退は、告示日（補充立候補届出をしたものについては、補充立候補届出締切日）の午後5時までに公職の候補者（推薦届出にあっても公職の候補者）が、文書で選挙長に届け出なければなりません（法86の4十、令89七）。

5 立候補に伴うその他の届出等

立候補の届出に伴い届出等を要するものとしては、概ね次のものがあります。

（1）出納責任者の選任及び異動届

出納責任者を選任（候補者が自分で出納責任者となった場合も含む。）したとき及び異動があったときは、直ちに**美里町選挙管理委員会**（以下「町選管」という。）に届け出なければなりません（法180・182）（**様式14**及び**様式15**）。

なお、推薦届出者が出納責任者を選任及び解任した場合には、選任及び解任についての公職の候補者の承諾書を添付しなければなりません（法180四）。

この場合、推薦届出者が2人以上あるときは、併せてその代表者であることの証明書を添付しなければなりません（法180四）（**様式13**）。

2 供託金の没収

(2) 選挙事務所の設置及び異動届

選挙事務所を設置したとき及び異動があったときは、直ちに町選管に届け出なければなりません（法130、令108）（**〔様式10〕及び〔様式12〕**）。

なお、推薦届出者が選挙事務所を設置し又は異動したときは、設置又は異動についての公職の候補者の承諾書を添付しなければなりません（令109二・三）（**〔様式11〕**）。この場合、推薦届出者が2人以上あるときは、併せてその代表者であることの証明書を添付しなければなりません（令108二）（**〔様式13〕**）。

(3) 選挙立会人の届出

公職の候補者は、当該選挙区内の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て選挙立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前3日まで選挙長に届け出ることができます（法76、令82一）（**〔様式8〕及び〔様式9〕**）。

(4) 選挙公報の掲載申請

条例に基づき、選挙公報を発行することになっておりますので、所定の申請をしてください。

(5) 選挙運動に関する収支報告書の提出

出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を選挙の期日から15日以内（2月9日）に町選管に提出しなければなりません（法189）。

上記の報告後になされた寄附、収入並びに支出については、その寄附、収入並びに支出がなされた日から7日以内に報告しなければなりません。なお、いずれの報告も領収書等の写し（領収書その他の支出を証すべき書面を徵し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面）を添付しなければなりません。

記載要領は、この手引の「第3 選挙運動に関する収入支出の報告書記載要領」に説明しております。

次の場合は、供託金が没収されることとなります（法93）。

- ア 公職の候補者の得票数が町長選挙にあっては、有効投票の総数の10分の1に達しないとき。町議会議員選挙にあっては、議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た

	<p>数の10分の1に達しないとき。</p> <p>イ 立候補を辞退したとき。</p> <p>ウ 公務員となったため立候補の辞退とみなされたとき。</p> <p>エ 立候補届出を却下されたとき。</p>
3 当選人となるための法定得票数	<p>公職の候補者の得票数が、町長選挙にあっては、有効投票の総数の4分の1以上、町議会議員選挙にあっては、その定数をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上でなければ当選人となることができません（法95）。</p>
4 請負等をやめない場合の当選人の失格	<p>地方公共団体の議会の議員又は長の選挙において当選人となった者が、地方自治法第92条の2又は同法第142条に規定する請負関係を有している場合には、当選の告知を受けた日から5日以内に請負関係を有しなくなった旨の届出をしなければ当選を失うことになります（法104）。</p>

第2 選挙運動等の要領

項目	事項
1 選挙運動の期間	<p>選挙運動は、立候補届出の受付が終了した時から、投票日の前日（1月24日）までの間に限り、行うことができます（法129）。ただし、次に掲げる選挙運動は、投票日当日でもできます（法132、142の3二、143）。</p> <p>ア 投票所の入口から直線距離で300メートル以上離れたところに選挙事務所を設けること。</p> <p>イ 選挙事務所にその表示用のポスター、立札、看板の類を掲示すること。</p> <p>ウ 選挙運動期間中に適法に掲示した選挙運動用ポスター（検印を受けたもの又は証紙を貼ったもの若しくは、ポスター掲示場を設置している市町村にあっては、そのポスター掲示場に貼ったもの。）をそのまま掲示しておくこと。</p> <p>エ 選挙運動期間中にウェブサイトに適法に掲載した選挙運動用文書図画をそのままウェブサイトに残しておくこと。</p>
2 選挙事務所	<p>(1)公職の候補者の選挙運動に関する事務を取り扱う選挙事務所は、公職の候補者一人について1箇所設けることができます（法131一）。</p> <p>(2)選挙事務所を設置することができるのは、公職の候補者自身か推薦届出者に限られますが、設置したときには、直ちに選挙事務所設置届（様式10）を町選管に提出しなければなりません。また、選挙事務所に移転、閉鎖その他の異動があったときは、その都度、選挙事務所異動届（様式12）を直ちに提出してください（法130、令108）。</p> <p>なお、選挙事務所は、一日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することができません（法131二）。</p> <p>(3)選挙事務所を表示するためには、次の文書図画を掲示することが認められています（法143）。</p> <p>ア 種類 ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類</p> <p>イ 大きさ ポスター、立札、看板の類 縦350センチメートル、横100センチメートル以内</p>

	<p>ちょうちん</p> <p>高さ 8.5 センチメートル、直径 4.5 センチメートル以内</p> <p>ウ 数量</p> <p>ポスター、立札及び看板の類は、その種類を問わず通じて 3 以内で、それとは別にちょうちん 1 個の掲示ができます。</p> <p>エ 記載内容</p> <p>全体として、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。</p> <p>(4) 選挙事務所を廃止したときは、掲示したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を直ちに撤去しなければなりません（法 143 の 2）。</p> <p>(1) 選挙事務関係者</p> <p>投票管理者及び選挙長は、在職中、その関係区域内で選挙運動をすることはできません。また、不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません（法 135）。</p> <p>(2) 特定公務員</p> <p>選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員は、在職中、選挙運動をすることができません（法 136）。</p> <p>(3) 一般職の公務員</p> <p>一般職の国家公務員、一般職の地方公務員は政治的中立性、行政の中立性を保つため、政治的行為の制限が設けられています（国公法 102、地公法 36）。</p> <p>(4) 年齢満 18 歳未満の者</p> <p>年齢満 18 歳未満の者は、自ら選挙運動ができず、また何人も年齢満 18 歳未満の者を使用して選挙運動をすることができません。ただし、選挙運動でなく単なる労務に使用することは差し支えありません（法 137 の 2）。</p> <p>(5) 選挙犯罪者等</p> <p>選挙犯罪又は政治資金規正法違反により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができません（法 137 の 3）。</p> <p>(1) 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止</p> <p>国、地方公共団体の公務員又は行政執行法人、特定地方独</p>
3 選挙運動をすることができない者	
4 地位利用による選挙運動の禁止	

5 休憩所等の禁止

6 戸別訪問の禁止

立行政法人の役員及び職員は、一切その地位を利用して選挙運動をすることができません（法136の2一）。

なお、ここにいう公務員には、常勤、非常勤の別、一般職、特別職の別を問わず、国、地方公共団体の事務、業務に従事するような身分的契約関係のあるものすべてを含みます。

また、「地位利用」とは、公務員等がその地位にあるため、特に効果的に選挙運動を行いうるような**影響力又は便益を利用すること**とされており、推薦状に単に職名（肩書）を通常の方法で記載しただけでは直ちに地位利用になるとは言えません。

（2）公務員等の地位利用による選挙運動類似行為の禁止

公務員等である者は、その地位を利用して公職の候補者や公職の候補者になろうとする者を推薦し、支持し、反対する目的で、選挙運動に類似した行為をすることを禁じられます。したがって、公務員等がその地位を利用して関係団体に対し、特定の公職の候補者の推薦決議をするよう干渉したり、後援団体に参加するよう要請したり、投票の割当やポスター貼りを指示したりする等の行為はすべてできることになります（法136の2二）。

（3）教育者の地位利用による選挙運動の禁止

学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の長及び教員は、その地位に伴って有する児童、生徒、学生に対する影響力を利用して選挙運動を行うことができません。ここにいう学校とは、公立、私立を問いません（法137）。

休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けるものは、選挙運動員、労務者の用に供すると、選挙人のために設けるとを問わず、一切禁止されます。ただし、演説会場における控室、選挙事務所の一部に設けられる運動員の休憩所等は、ここにいう休憩所等には含まれません（法133）。

何人も投票を依頼し、又は投票を得させないように依頼するため、戸別に訪問することはできません。

	<p>また、いかなる方法でも、戸別に演説会又は演説を行うことの告知や公職の候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為もできません。ただし、個々面接は禁止されておりませんので、路上やバスの中で個々に選挙人に会った場合にあいさつする行為等は差し支えありません（法138）。</p>
7 署名運動の禁止	<p>何人も選挙に関し、選挙人に対して選挙運動の目的で署名運動をすることはできません（法138の2）。</p>
8 人気投票の公表の禁止	<p>何人も選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することはできません（法138の3）。</p>
9 連呼行為の制限	<p>何人も、選挙運動のため、短時間に一定の文句を連續反覆して呼称する連呼行為は、原則として禁止されていますが、個人演説会の会場及び街頭演説の場所においては、演説の直前、直後及び開催中に行うことができます。ただし、演説を行わず、連呼行為のみに終始することは許されません。</p> <p>また、午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動のために使用される自動車の上においては連呼行為ができます。</p> <p>しかし、この場合に連呼行為のできる者は、公職の候補者又は乗車用腕章を着けた者に限られ、また、街頭演説の場合には、公職の候補者又は街頭演説用腕章（乗車用腕章を含む。）を着けた者に限られます。</p> <p>なお、選挙運動のための連呼行為をする者は、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では静穏を保持するように努めなければなりません（法140の2）。</p>
10 飲食物の提供の禁止	<p>何人も選挙運動に関して、どんな名目であっても飲食物の提供ができませんが、次に掲げる場合は例外として許されます（法139）。</p> <p>ア 湯茶を提供すること及びこれに伴って通常用いられる程度の菓子を提供すること。</p> <p>イ 選挙運動に従事するもの及び選挙運動のために使用する労務者に対して、選挙事務所で食事をするため、又は携行するため弁当を提供すること。</p> <p>ただし、提供できる弁当数は、公職の候補者一人について一日15人分（一日3食として45食分）に選挙期日の告示のあった日から選挙の期日の前日までの期間の日数を乗じて得た数の分（225食）の範囲内でなければなりません。</p> <p>この場合において弁当料は、一食について1,500円以</p>

11 選挙運動用自動車

内、一日について4,500円以内でなければなりません。
選挙運動のための支出ですので、選挙運動費用に算入されます（法197の2、令129、町規101）。

(1) 使用できる自動車の種類（法141、令109の3）

乗車定員10人以下の乗用自動車であり、総重量3.5トン未満でなければなりません。

(2) 使用方法

ア 使用できる自動車であっても、主として**宣伝を目的とする**ような構造を持ったものは使用できません。したがって宣伝カーやこれと同程度までに改造されたものは使用できませんが、単に一時的に拡声機を取り付けることは構いません。

イ 前記(1)の自動車では、走行中に窓以外の部分を開いて、例えば、ライトバンの後部ドアを開けたまま、若しくはジープの幌を取り外したままで走行することはできません。

ウ 使用する自動車には、立候補届出の際に**町選管**から交付される選挙運動用自動車の**表示板**をその前面の見やすい箇所に**必ず**取り付けてください。

(3) 使用できる自動車の数（法141）

主として選挙運動に使用できる自動車の数は、公職の候補者一人について**1台**に限られます。これ以外に一時的にバス、タクシーを利用したり、自家用自動車を利用したりすることは、それが主として、選挙運動のために使用するものでない限り（事務連絡用等）差し支えありません。

(4) 自動車に掲示できる文書図画（法143）

ア 種類 ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

イ 大きさ

ポスター、立札、看板の類 縦273センチメートル、
横73センチメートル以内

ちょうちん 高さ85センチメートル、直径45センチメートル以内

ウ 数量 ちょうちんは**1個**に限られますが、ポスター、立札、看板の類については、その数に制限はありません。

エ 記載内容

記載内容については何ら制限がありません。したがって、選挙の種類、公職の候補者の氏名及びその候補者の属する

12 選挙運動用の拡声機

政党、政治団体の名称等のほか政見、経歴を記載することや写真を表示することも自由です。

(5)自動車に掲示した文書図画の撤去（法143の2）

選挙運動用自動車の使用をやめたときは、掲示したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を直ちに撤去しなければなりません。

(6)自動車に乗車できる人数（法141の2）

公職の候補者、運転手1人及び立候補届出の際に町選管から交付される乗車用腕章をつけた運動員4人の計6人までです。

(7)自動車上での選挙運動（法141の3）

走行中の自動車上においては、午前8時から午後8時までの間に連呼行為ができるほかは、選挙運動はできません。また、停止している自動車上においては、街頭演説、その他の演説、連呼行為を行うことができますが、それぞれ規制を受けます。

(8)自動車の使用の公営（法141八）

公職の候補者は、選挙運動用自動車の使用については、一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者をいう。）又はその他の者との契約により、選挙運動用自動車を有償で使用した場合には、供託物が没収されることとなる公職の候補者を除き、一定限度額の範囲内で公費負担されることとなっており、その使用料相当額は選挙終了後に当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して町から支払われます。

ただし、供託物没収者については除外されていますので、その経費は自己負担となります。また、供託物没収とならない公職の候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります。

主として選挙運動のために使用する拡声機は、原則として公職の候補者一人につき一そろいに限られています。一そろいとはマイク、スピーカー増幅装置及びトランス等の一組をいいます。その拡声機には、立候補届出の際に町選管から交付される表示板を必ず掲げてください。個人演説会の会場では別に一そろいを使うこともできます（法141）。

13 気勢を張る行為の禁止	選挙運動のために選挙人の耳目を集めないようにと、自動車を連ねたり、隊列を組んで往来したりする等の行為は、気勢を張る行為として、公職の候補者、運動員その他何人もできないことになっています（法140）。
14 文書図画の頒布	<p>選挙運動のために頒布できる文書図画は、町長の選挙の場合には、候補者一人について2,500枚の通常葉書及び町選管に届け出た2種類以内の選挙運動用ビラ5,000枚、町議会議員の選挙の場合には、候補者一人について800枚の通常葉書及び町選管に届け出た2種類以内の選挙運動用ビラ1,600枚のみに限られます（法142）。</p> <p>（1）選挙運動用通常葉書</p> <p>ア 通常葉書は、立候補届出の際に選挙長から交付される候補者用通常葉書使用証明書を指定郵便局に提示し、かつ受領証を提出することにより、無償で交付を受けられます。</p> <p>また、手持ちの通常葉書を利用したい場合は、交付を受けない枚数に限り、選挙用の表示を受けて使用することができます。この場合、通常葉書の購入に要した費用は選挙運動費用に算入されます。</p> <p>イ 表示を受けた通常葉書で、印刷を誤ったり、書き損じたり又はき損したものについては、郵便局に提出して別に手持ちの葉書に選挙用の表示を受ければ、選挙用として使用できます。</p> <p>ウ 選挙用の通常葉書は、集配郵便局窓口に選挙長から交付を受けた選挙運動用通常葉書差出票を添えて差し出すことになります。選挙運動用通常葉書差出票1枚について町長及び町議会議員の選挙<u>100</u>通まで葉書を差し出すことができます。葉書を郵便によらず、路上で選挙人に手渡す等の方法で頒布することはできません。</p> <p>エ 葉書の記載内容についての制限はありませんので、政見、投票依頼、演説会の告知等何に用いても差し支えありません。また、公職の候補者自身が使用することはもちろん、第三者に依頼して、推薦状の形式で出すことも自由です。</p> <p>オ 葉書の宛先を連名とすることは、通常の使用方法である限り差し支えありませんが、工場、会社等宛にしますと、多くの選挙人に回覧掲示されて、文書の回覧、掲示の禁止にふれ</p>

る場合がありますので注意してください。

カ 選挙運動用葉書は、立候補を辞退したとき、立候補届出を却下されたときは、直ちに返還しなければなりません。また、これを他人に譲渡することはできません（法177）。

（2）選挙運動用ビラ

ア 町長選挙の候補者が頒布できる選挙運動用ビラは、候補者一人について2種類以内で5,000枚以内です。町議会議員選挙の候補者が頒布できる選挙運動用ビラは、候補者一人について2種類以内で1,600枚以内です。

この選挙運動用ビラは、あらかじめ頒布しようとする2種類以内のビラの見本を添えて町選管に届け出なければなりません。

イ 選挙運動用ビラの大きさは、長さ29.7センチメートル、幅21センチメートル以内です。記載内容については、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）と住所を記載する必要があるほか、特に制限がありませんので、政見や宣伝、直接投票依頼のためなどに使用できます。

ただし、虚偽事項、利害誘導等になるようなことは記載できません。色刷りについても制限がありませんので、何色を用いても差し支えありません。また、紙質についても特に制限はありません。

ウ 選挙運動用ビラの頒布方法は、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布に限られていますので注意してください（法142六、令109の6）。

なお、選挙運動用ビラは、町選管が交付する証紙を貼らなければ頒布することはできません。

町選管から交付を受けた証紙は、その後において、立候補を辞退、立候補届出を却下されたときは直ちに返還しなければなりませんし、これを他人に譲渡することもできません。

（3）ビラ作成の公営（法142）

公職の候補者は、選挙運動用ビラの作成については、一定限度額の範囲内で公費負担されることとなっており、その作成費相当額は選挙終了後に選挙運動用ビラを作成した事

業者等に対して町から支払われます。

ただし、供託物が没収される候補者については除外されていますので、その経費は自己負担となります。また、供託物没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります。

なお、選挙運動用ビラの作成用に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければならないものですから注意してください。

(4)インターネット等を利用する方法

ア ウェブサイト等を利用する方法（法142の3）

(ア)候補者、政治団体等、一般有権者は、ウェブサイト等を利用する方法により文書図画を頒布することができます。ただし、公職選挙法や他法令により選挙運動が禁止されている者は除きます。

(イ)ウェブサイト等を利用する方法により、選挙期日の前日までに適法に頒布された選挙運動のために使用する文書図画は、選挙当日においても、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができます。

(ウ)ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動のために使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡する際に必要となる情報が正しく表示されるようにしなければなりません。

(エ)選挙運動期間中に、ウェブサイト等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス等が正しく表示されるようにしなければなりません。

イ 電子メールを利用する方法（法142の4）

(ア)候補者は、電子メールを利用する方法により、文書図画を頒布することができます。

(イ)選挙運動用電子メールの送信先は、次の者に限られます。

(i) あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信を求める旨又は送信することに同意する旨を選挙運動用電子メール送信者に通知した者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限

る。)

(ii) 政治活動用電子メールを継続的に受信している者
(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送
信者に自ら通知した者に限る。)であって、あらかじめ、
選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しな
かった者

(ウ)選挙運動用電子メール送信者は、次の事実を証する記録
を保存しなければなりません。

(i) (イ)(i)の者に選挙運動用電子メールを送信する場
合は、その電子メールアドレスを選挙運動用電子メー
ル送信者に対し、自ら通知したこと及びその者から選
挙運動用電子メールの送信を求める旨又は送信するこ
とに同意する旨があつたこと。

(ii) (イ)(ii)の者に選挙運動用電子メールを送信する場
合は、受信者がその電子メールアドレスを選挙運動用
電子メール送信者に対し自ら通知したこと、継続的に
政治活動用電子メールを送信していること及び選挙運
動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。

(エ)選挙運動用電子メールには、次の事項を正しく表示しな
ければなりません。

(i) 選挙運動用電子メールである旨
(ii) 当該選挙運動用電子メールの送信者の氏名
(iii) 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行
うことができる旨
(iv) 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアド
レスその他の通知先

(オ)選挙運動期間中に電子メールを利用する方法により当選
を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者
は、当該文書図画にその者の電子メールアドレス及び氏名又
は名称を正しく表示しなければなりません。

ウ 有料インターネット広告の禁止（法142の6）

次の有料インターネット広告は禁止されています。

(ア)候補者・政治団体等の氏名・名称又はこれらの類推事項
を表示した選挙運動用有料インターネット広告
(イ)アの禁止を免れる行為としてなされる、候補者・政治団
体等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した、選挙

	<p>運動期間中の有料インターネット広告</p> <p>(ウ)候補者・政治団体等の氏名・名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告</p>
15 文書図画の掲示	<p>(1) 選挙運動のために掲示できる文書図画は、次のとおりです(法143)。</p> <p>ア 選挙事務所表示用のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類(2選挙事務所(3)参照)</p> <p>イ 選挙運動用自動車用のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類(11選挙運動用自動車(4)参照)</p> <p>ウ 公職の候補者用のたすき、胸章及び腕章の類</p> <p>エ 演説会場でその演説会の開催中使用する立札、ちょうちん及び看板の類(20個人演説会(7)参照)</p> <p>オ 選挙運動用ポスター(16選挙運動用ポスター参照)</p> <p>(2) 回覧の禁止(法142十二)</p> <p>選挙運動のために使用する文書図画は、前記(1)のイ及びウが通常の方法で回覧することになる場合のほかは、多数の者に回覧することができません。</p> <p>(3) 禁止を免れる行為の制限(法146一)</p> <p>何人も選挙運動期間中は、著述、演芸等の広告その他どんな名目でも、文書図画の頒布、掲示の禁止を免れる目的で公職の候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党等の名称や公職の候補者の推薦者、支持者又は反対者の名前を表示する文書図画を頒布したり、提示したりすることはできません。</p> <p>(4) 禁止を免れる行為とみなされるもの(法146二)</p> <p>選挙運動の期間中は、公職の候補者又はその関係者の氏名、政治団体の名称等を表示した年賀状、見舞状等のあいさつ状は、選挙運動の目的の有無にかかわらず、禁止を免れる行為とみなされ、選挙区内で掲示、頒布することはできません。</p>
16 選挙運動用ポスター	<p>(1) 選挙運動用ポスター(法143、144、144の2)</p> <p>選挙運動用ポスターは、町選管が設置するポスター掲示場一箇所につき1枚に限って掲示することができ、その他の場所には掲示することができません(法143四)。ポスター掲</p>

示場は122か所となります。

なお、ポスター掲示場の設置場所を表示した図面がありますので、必要な場合は、町選管に申し出てください。

ア 使用枚数

前述のとおり、ポスター掲示場以外の場所には掲示できませんので、使用枚数はポスター掲示場の数だけということになります。

イ 大きさ

長さ42センチメートル、幅40センチメートル以内（法144四）

ウ ポスター掲示場に掲示する方法

ポスター掲示場には、立候補届出が受理されたときから掲示できますが、公職の候補者は立候補の届出順位と同番号の区画にポスターを掲示しなければなりませんので注意してください（町ポスター規4）。

区画の番号は、区画の右端の上欄を1、中欄を2、下欄を3とし、以下左の方向へ、上欄、中欄、下欄の順に一連番号で、掲示板面に表示してあります。

エ 記載内容

記載内容には制限がありませんが、その表面には必ずポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないほか、**掲示責任者及び印刷者の氏名（法人の場合は名称）**と住所を記載する必要があります。

また、公職の候補者は、その責任を自覚し、他人若しくは他の政党等の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、ポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはなりません（法144五、法144の4の2）

(2) ポスター作成の公営（法143）

公職の候補者は、選挙運動用ポスターの作成については、一定限度額の範囲内で公費負担されることとなっており、その作成費相当額は選挙終了後にポスターを作成した事業者等に町から支払われます。

ただし、供託物没収者については除外されていますので、その経費は自己負担となります。また、供託物没収とならない公職の候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己

	<p>負担となります。</p> <p>なお、これらのポスターの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければならないものですから注意してください。</p>
17 新聞紙、雑誌の不法利用等の制限	<p>何人も新聞紙、雑誌の編集その他経営を担当する者を買収して、有利な記事や評論を掲載させたり、又は、新聞紙、雑誌の編集その他経営上の地位を利用して、選挙運動のために報道や評論を掲載したり、掲載させたりすることが禁止されています（法148の2）。</p>
18 新聞広告	<p>選挙運動の期間中2回に限り、有料で選挙に関する新聞広告をすることができます（法149四）。</p> <p>掲載しようとするときは、立候補届出の際に選挙長から交付される新聞広告掲載証明書を、広告原稿とともに希望する新聞社へ提出します（規20、町規91）。</p> <p>その費用は選挙運動費用に算入されます。</p> <p>広告の寸法は、横9.6センチメートル以内、縦二段組以内で、その場所は記事下に限られており、色刷りは認められていません（規19一、五）。</p>
19 放送設備の使用	<p>広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備を使用して、選挙運動をすることはできませんので、何人も有線放送や場内放送の設備を用いて選挙運動に関する放送ができません（法151の5）。</p>
20 個人演説会	<p>(1)公職の候補者「個人」が開催の主体となる「演説会」は、個人演説会として開催することができ、回数について制限はありません。開催主体が公職の候補者個人になりますので、第三者が主催して演説会を開催することはできません（法161、法161の2、法162、法164の3）。</p> <p>(2)個人演説会は、公営施設を使用する個人演説会と、それ以外の施設を使用する個人演説会とに分けられますが、公営施設を使用して開催する場合は、手続きが必要となります。</p> <p>公営施設以外の施設を使用しようとするときは、あらかじめその施設の管理者に開催が可能であることを確認しておく必要があります。</p> <p>(3)公営施設としては、学校、公民館及び公会堂のほか、町選管の指定する施設がありますが、いずれも開催すべき日前2日までに、使用する施設、日時及び氏名を文書（個人演説会開催申出書）で町選管に申し出てください（法163）。</p>

また、開催の申し出は同一の施設については、同時に2以上の開催を申し出ること、使用日の経過しないうちに次の開催の申し出をすることができません（令112二）。

(4)公営施設を使用する個人演説会は、同一施設ごとに**1回に限り無料**ですが、2回目以降は有料となりますので、その際は、あらかじめ費用を納付しなければなりません（法164、令120）。

(5)公営施設以外の施設を使用して行う個人演説会は、22(2)の特定の建物以外なら一般の施設や建物を利用して行うことができます（法161の2）。

(6)公営施設使用による個人演説会は、有料無料を問わず、1回について**5時間**を超えることができません（令112三）。

(7)個人演説会の会場で、その演説会の開催中、掲示できる文書図画は、次のとおりです（法143）。

なお、この掲示物は演説会が終了したときは、直ちに撤去しなければなりません（法143の2）。

ア 演説会場の外部

立札及び看板の類（いずれも大きさは縦273センチメートル、横73センチメートル以内のもの）は、会場ごとに通じて2個以内の数の掲示ができます。

イ 演説会場の内部

ポスター、立札及び看板の類が掲示できます。また、演説会場内において開催中掲示する映写等の類も掲示できます。

なお、ちょうちん（大きさは高さ85センチメートル、直径45センチメートル以内）は、会場内外を通じて1個に限って掲示できます。

(8)演説会場内においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類には、その表面に**掲示責任者の氏名及び住所**を記載しなければなりません（令110）。

(1)街頭演説は、立候補届出の際に**町選管**から交付される**標旗**を掲げ、演説者がその**場所**において、又は**停止**している選挙運動用自動車の車上でのみ行うことができます。したがって、移動しながらする演説、走行中の自動車上からする演説はできません（法141の3、164の5）。

(2)街頭演説において選挙運動に従事する者は、公職の候補者一人について**15人**以内で、これらの者は、**町選管**から交付される

	<p>乗車用腕章又は街頭演説用腕章を必ず着用していなければなりません（法164の7）。</p> <p>(3) 街頭演説の場所においては、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は、一切使用できることになっています（法143）。</p> <p>(4) 街頭演説のできる時間は、午前8時から午後8時までの間です（法164の6一）。</p> <p>(5) 学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません（法164の6二、140の2二）。</p> <p>(6) 街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません（法164の6三）。</p> <p>(1) 録音盤の使用（法164の4）</p> <p>個人演説会及び街頭演説においては、録音盤、テープレコーダー等の使用が認められます。</p> <p>(2) 特定の建物及び施設における演説等の禁止（法166）</p> <p>次の建物又は施設においては、演説及び連呼行為をすることができません。ただし、その建物が公営施設使用の個人演説会場となっている場合には、演説することができます。</p> <p>ア 国又は地方公共団体の所有又は管理する建物（公営住宅を除く。）</p> <p>イ 汽車、電車、バス、船舶（選挙運動に使用する船舶を除く。） 及び停車場その他鉄道地内</p> <p>ウ 病院、診療所その他の療養施設</p> <p>選挙当日投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所に、町選管がくじで定めた順序により、公職の候補者の氏名及び党派名の掲示が行われます。</p> <p>また、告示のあった日の翌日から、選挙期日の前日までは、期日前投票所又は町選管委員長が管理する不在者投票所における投票を記載する場所内の適当な箇所に、公職の候補者の氏名及び党派名の掲示が行われます。なお、そのくじには、公職の候補者又はその代理人が立ち会うことができます（法175）。</p> <p>選挙期日後に当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって次の行為を行うことは、選挙期日後のあいさつ行為として禁止されています（法178）。</p>
22 演説会及び演説についての禁止及び注意	
23 投票記載所の氏名等の掲示	
24 選挙期日後のあいさつ行為の禁止	

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 戸別訪問 (2) 自筆の信書及び当選又は落選についての祝辞、見舞等の答札のための信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画以外の文書図画の頒布又は掲示 (3) 新聞紙、雑誌の利用 (4) 放送設備を利用しての放送 (5) 当選祝賀会その他の集会の開催 (6) 自動車を連ね又は隊を組んで往来する等の気勢を張る行為 (7) 当選の答札のため、当選人の氏名又は政党等の名称を言い歩く行為
25 実費弁償及び報酬	<p>選挙運動に関して支給できる実費弁償及び報酬は、次のとおりです（法197の2、町規101）。</p> <p>(1) 選挙運動に従事する者に対して、支給できる実費弁償の種類及び額は、次のとおりです。</p> <p>ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</p> <p>イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</p> <p>ウ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額</p> <p>エ 宿泊料 一夜につき23,000円以内（食事料2食分を含む。）</p> <p>オ 弁当料 一食につき1,500円以内、一日につき4,500円以内（弁当を提供したときはその実費額を差し引く。）</p> <p>カ 茶菓料 一日につき1,000円以内</p> <p>(2) 選挙運動に従事する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者については、前記(1)の実費弁償のほかにあらかじめ町選管に届け出た者に限って報酬を支給することができます（法197の2二）。</p> <p>ア 届け出ることができる人員（令129八）</p> <p>(ア) 町長選挙 全期間を通じて異なる者45人以内</p> <p>(イ) 町議会議員選挙 全期間を通じて異なる者35人以内</p> <p>イ 支給することのできる人員</p>

26 法定選挙運動費用 支出制限額

- (ア) 町長選挙（令129三）
一日につき9人以内
- (イ) 町議会議員選挙
一日につき7人以内
- ウ 支給額
- (ア) 選挙運動のために使用する事務員
一人一日につき15,000円以内
- (イ) 車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者
一人一日につき20,000円以内
- エ 支給できる期間
立候補届出の日から選挙の期日の前日（1月24日）まで。
- オ 届出
- (ア) 別紙（様式16）により、文書であらかじめ町選管に届け出なければなりません（令129八）。
- (イ) 引受時刻証明の取扱いで郵便により届出をしたときは、その時刻以後は届出があったものとみなされます（令129十）。
- (3) 選挙運動のために使用する労務者に対しては、報酬及び実費弁償が支給できます。その種類及び額は、次のとおりです（令129一）。
- ア 基本日額 一日につき 10,000円以内（弁当を提供したときは、その実費額を差し引く。）
- イ 超過勤務手当 一日につき 基本日額の5割以内
- ウ 鉄道賃、船賃及び車賃 (1)の選挙運動に従事する者と同じ
- エ 宿泊料 一夜につき20,000円以内（食事料を除く。）
- 選挙運動費用支出制限額**は、選挙期日の告示後直ちに告示されますが、選挙の種類によって算出額が異なり次のようにになります（法194、令127、128）。
- 町長選挙 130万円 + 110円 × 選挙人名簿登録者数
町議会議員 90万円 + 1,120円 × 選挙人名簿登録者数
÷ 町議会議員定数
- なお、選挙運動に関する支出は、次に掲げるものを除いて、定められたこの制限額を超えることはできません（法197）。
- ア 立候補準備のために要した支出で公職の候補者、出納責任者のした支出（これらの者と合意して支出されたものを含

27 当選無効及び立候補の禁止

- む。) 以外のもの
- イ 立候補の届出後、公職の候補者又は出納責任者と合意がなかつた支出
- ウ 公職の候補者が乗用する船車馬等の支出
- エ 選挙期日後の残務整理のための支出
- オ 国又は地方公共団体の租税、手数料（供託金を含む。）。なお、消費税及び地方消費税に相当する額は、選挙運動費用に算入されます。
- カ 政治団体等が選挙運動のために要した支出
- キ 選挙運動用として認められた自動車、船舶を使用するためにする支出
- (1) 当選人の選挙犯罪による当選無効（法251）
- 公職選挙法第16章（法221条から法255条の4）に規定する罪を犯し刑に処せられたときは当選無効となります。
- ただし、法235条の6、法236条の2、法245条、法246条第2号から第9号まで、法248条、法249条の2第3項から第5項まで及び第7項、法249条の3、法249条の4、法249条の5第1項及び第3項、法252条の2、法252条の3、法253条に規定する罪は除かれます。
- (2) 総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者又は公職の候補者となる者とする者（以下「公職の候補者等」という。）であった者の当選無効及び立候補の禁止（法251の2）
- ア 選挙運動を総括主宰した者
- イ 出納責任者（公職の候補者又は出納責任者と意思を通じて選挙運動のために支出した金額のうち、選挙運動費用支出制限額の2分の1以上に相当する額を支出した者を含む。）
- ウ 地域主宰者（3以内に分けられた選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の地域のうち、1又は2の地域における選挙運動を主宰すべき者として、公職の候補者、総括主宰者から定められてその地域における選挙運動を主宰した者）
- エ 公職の候補者等の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹で、公職の候補者等又は総括主宰者、地域主宰者と意思を通じて選挙

運動をした者

オ 公職の候補者等の秘書（公職の候補者等に使用される者で、公職の候補者等の政治活動を補佐する者）で、公職の候補者等又は総括主宰者、地域主宰者と意思を通じて選挙運動をした者

なお、公職の候補者等の秘書という名称を使用する者又はこれに類似する名称を使用する者で、公職の候補者等がこれらの名称の使用を承諾し又は容認している場合は、公職の候補者等の秘書と推定されます。

上に掲げた者が法221条、法222条、法223条又は法223条の2に規定する罪を犯し刑に処せられたとき（エの親族及びオの秘書については、これらの罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたとき）は、公職の候補者等の当選は無効となり、さらに連座裁判の確定等の時（判決が確定した時、出訴期間が経過した時等）から5年間、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができないものとなります。

また、出納責任者が247条に規定する罪を犯し選挙運動費用支出制限額を超えて選挙運動費用を支出し、このため刑に処せられたときも同様に当選無効及び5年間の立候補禁止になります。

なお、連座制の対象となった者の買収罪等に該当する行為が、おとり又は寝返りによるものであるときは、立候補制限については、適用されないものとなります。

（3）組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による当選無効及び立候補の禁止（法251の3）

組織的選挙運動管理者等（公職の候補者等と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他当該選挙運動の管理を行う者（総括主宰者、出納責任者及び地域主宰者を除く。））が、法221条、法222条、法223条又は法223条の2に規定する罪を犯し禁固以上の刑に処せられたときは、公職の候補者等の当選は無効となり、さらに連座裁判の確定等の時から五年間、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われ

	<p>る区域)において行われる当該公職に係る選挙において、公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができないものとなります。</p> <p>なお、組織的選挙運動管理者等の買収罪等に該当する行為が、おとり若しくは寝返りにより行われたものであるとき又は公職の候補者等が当該行為を防止するため相当の注意を怠らなかったときは、公職の候補者等の当選無効及び立候補制限については、適用されないものとなります。</p>
28 罰則	<p>違反行為に関する罰則は、法221条から法255条の4で定められています。</p>
29 その他	<p>選挙運動について、以上のはか公職選挙法第13章、第14章の3の各制限規定があるほか、同法第16章の罰則規定により、買収、利害誘導、選挙の自由妨害、虚偽事項の公表、寄附の制限違反等が処罰の対象となりますので注意してください。</p>

第3 選挙運動に関する収入支出の報告書記載要領

1 収支報告書（領収書その他の支出を証すべき書面の写し添付）の提出の時期

出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関してなされた寄附、その他の収入及び支出に関する事項を記載した報告書に領収書その他支出を証明する書面の写しを添えて、次に掲げる期限までに町選管に提出しなければなりません（法189）。

なお、出納責任者、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じて支出した者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他支出を証明する書面をとらなければならないこととなっており（法188）、これらの書面の写しを作成したうえ報告書に添付しなければなりません。領収書その他支出を証明する書面をとることができない事情があって写しを作成することができない場合は、領収書等の写しにかえて、「領収書等を徵し難い事情があった支出の明細書」を添えなければなりません。

（1）選挙期日告示の日の前までと、選挙期日告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後においてなされた寄附、その他の収入及び支出については、これを併せて精算して選挙の期日から15日以内（2月9日）

（2）前項の精算届出後になされた寄附、その他の収入及び支出については、その寄附、その他の収入及び支出がなされた日から7日以内

この報告書には、真実の記載がされていることを誓う旨の文書を添えなければならぬことになっています（法189三）。「選挙運動費用収支報告書」の末尾に、その旨の誓約文がついていますから新たに添付する必要はありません。

この報告書は、前記の報告期限までに提出しないとき又は虚偽の記入等をしたときは、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることになっています（法246）。

2 帳簿及び書類の保存

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他支出を証明する書面を、選挙運動費用収支報告書の提出の日から3年間保存しなければなりません（法191）。

3 用語の意味と分類

（1）収入

ここにいう「収入」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。」のであって、社会通念としての収入の考え方よりも広い意味を持っており、要するに実際に行われた金銭の收受だけでなく、收受の約束も収入になりますし、更に財産上の利益、つまり有形無形財産の現実の取得と、その取得の承諾や約束又はそれらのものを利用する利益の享受も収入とみられます（法179一）。

例えば、事務所を借り上げた場合、本来ならばその債務として借上料を支払わなければならぬのですが、厚意によって無料で借り受けたような場合には、その受けた利益を収入と

しなければなりません。

(2) 寄附

公職選挙法においては、寄附をする者の立場から寄附の定義をしていますが、反対に寄附を受ける立場の公職の候補者若しくは出納責任者からみれば、その者の収入になります。要するに、「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの。」をいいます（法179二）。

寄附も、これを受ける者の立場から見れば、収入の一種にはかならないのですが、一般的収入と寄附とを区別しているのは、寄附については、その寄附者の氏名を記入させ、運動資金の根源を選挙人に公開しようとするためです。

なお、公職の候補者は、選挙運動に関するものに限り、個人から年間150万円以内で寄附を受けることができますが、企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）からは、寄附を受けることができません（政規法21一）。

また、違法寄附を受けた者が、禁錮又は罰金刑に処せられたときは、一定の間、選挙権及び被選挙権を有しなくなることがあります（政規法26、28）。

(3) 支出

選挙運動費用の規制の目的は、その収入を明らかにすることもありますが、選挙運動に関する支出金額を制限し、また、その具体的な内容を選挙人に公開することにあります。

ア 「支出」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。」ものとされており、日常用いられている「支出」という言葉よりも広い意味を持っています（法179三）。

イ 「選挙運動に関する支出」という場合は、選挙運動の支出という言葉よりも広い意味で、すなわち、立候補の準備行為や選挙運動の準備行為は選挙運動ではありませんが、このために要した費用は、選挙運動に関する支出として計上しなければなりません。

ウ 支出には、金銭の支出ばかりでなく財産的利益の消費も含まれることは収入の場合と同様です。

例えば、選挙事務所を無料で借りて使用したときは、収入に計上すると同時に、支出にも同額を計上しなければなりません。

(4) 花輪、供花、香典、祝儀等

1から3までの「金銭、物品その他の財産上の利益」には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるもの、その他これらに類するものを含むとされています（法179四）。

このような日常の社交に用いられるものであっても、いやしくも財産的価値のあるものはすべて「財産上の利益」に含まれますので、特に後述「第5 寄附の禁止」に関しては、注意する必要があります。

4 選挙運動費用に算入されない支出

選挙運動に関してなされた支出は、原則として全部法定費用に含めるべきですが、公職の候補者や出納責任者でない者の支出又はそれらの者と意思を通じないした支出については、実質的に精算することができないので、法定費用の中に含めることはできないこととなるのは勿論です。

これら選挙運動に関する支出でないとみなされるものを列挙すると次のとおりになります（法197）。

(1) 立候補準備のためにした支出のうち

- ア 公職の候補者となった者の支出でないもの
- イ 出納責任者となった者の支出でないもの
- ウ 公職の候補者、出納責任者と意思を通じないで支出したもの

(2) 立候補届出後の支出のうち

- ア 公職の候補者と意思を通じないで支出したもの
- イ 出納責任者と意思を通じないで支出したもの

(3) 公職の候補者が乗用する車等のために要した支出

車は単なる例示で、要するに公職の候補者自身の乗物に要する費用は全部含めません。ただし、公職の候補者の自家用車であっても選挙運動員が使用するような場合の費用は算入されます。

(4) 選挙運動に関して支払う国、地方公共団体の租税又は手数料（供託金を含む。）

ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は、選挙運動費用に算入されます。

(5) 選挙運動用自動車の使用に要した支出

自動車につける法定のスピーカーの借料又は自動車に取り付ける看板等に要する経費は選挙運動に関する支出となります。

(6) 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

支出の原因が選挙運動期間中に発生したものでなく、期日以後に発生したものは選挙運動費用に算入されません。したがって、選挙期日の告示の日に作成した選挙事務所の表示用看板の作成費を選挙期日以後に支払いをするような場合は、支払発生の原因が期日以後でなく選挙期間中に発生したものなので費用計算に含まれます。

5 その他

選挙運動員が、実費弁償として鉄道賃、船賃、車賃又は宿泊料を受けない場合、これに相当する費用額等の措置は、**実費弁償額を支出として計上するとともに、同一の額を寄附として収入に計上すること**にご注意ください（法179）。

なお、このような事例として次のような場合があります。

- (1) 労務者が、その報酬を辞退したとき。
- (2) 応援弁士が、その実費弁償を辞退したとき。

- (3) 選挙事務所を無償で提供されたとき。
- (4) 選挙運動用自動車を無償で提供されたとき（この場合は収入だけを計上し、支出は計上する必要はありません。）。
- (5) 運動員又は公職の候補者が無料で宿泊したとき。
上記の場合、いずれもその時価に見積った費用額を支出に計上し、その同一の額を収入の寄附に計上してください。

6 報告書の記入方法

出納責任者は、必ず定められた様式の会計帳簿（収入簿・支出簿）を備えつけ、選挙運動に関する一切の収入と支出を記載しなければならず、報告書にも会計帳簿と同一の記載をしなければなりません（法185）。

(1) 収入の部

収入は、寄附とその他の収入の2つに分類して記入することとし、**1件1万円を超えるもの**については各件ごとに、**1件1万円以下のもの**については種別ごとに、各収入日における**合計額**を記載してください。

- ア 寄附その他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄に、その員数、金額、見積の根拠等を記載してください。
- イ 寄附のうち、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束があったときは、**その約束の日の現在**において記載することとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」の欄に記載してください。
- ウ 「種別」の欄には、寄附金とその他の収入との区別を明記してください。
- エ 自己資金又は自己の預金等を資金とする場合は「その他の収入」とし、「寄附をした者」の欄を空欄として「備考」欄に「**自己資金**」と明記してください。

(2) 支出の部

「立候補準備のために支出した費用」、「選挙運動のために支出した費用」に大きく分類して記載してください。

- ア 金銭を支出したときは、「金銭又は見積額」の欄に記載してください。
- イ 財産上の義務を負担したり又は建物、車馬、飲食物その他の金銭以外の財産上の利益を使用したり、又は消費したときは「金銭又は見積額」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度合計記載してください。ただし、次のウに注意してください。
- ウ 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載してください。
- エ 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋貸与）、員数等を記載してください。
- オ 「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と、選挙運動のために支出した費用との区別を明記してください。

カ 支出の科目

支出の科目は、次に掲げる 10 項目に分類することに規定されていますので、必ずこの項目にしたがってください。

この収支報告書（会計帳簿）の記載の方式は、収支のバランスをとることが目的でなく、資金を公開することが主眼ですから、一般の会計の場合の記帳とは違いますので十分注意してください。

- (ア) 人件費
- (イ) 家屋費 ((i) 選挙事務所費 (ii) 集合会場費等)
- (ウ) 通信費
- (エ) 交通費
- (オ) 印刷費
- (カ) 広告費
- (キ) 文具費
- (ク) 食料費
- (ケ) 休泊費
- (コ) 雜費

(ア) 人件費

この費目には、事務員、車上運動員、労務者に対する報酬が計上されます。

この場合、町選管の定めた「選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額」を超えることのないように注意してください。

また、**運動員（町選管に届け出た車上運動員を除く。）**については、自主的に公職の候補者のために運動するものであるとされていますので、報酬を受けることはあり得ないことですし、また、報酬を支給したときは、法第 221 条の買収、利害誘導罪が成立することになります。

したがって、運動員に対しては、単に運動のために使った費用、つまり、実費弁償としての交通費、食料費及び休泊費だけとなり、これらの費用は人件費に含めるのではなく、それぞれの費用の中に分けることになります。

(イ) 家屋費

(i) 選挙事務所費

選挙事務所費としては借上料があります。事務所自体と机等の備品の借り上げ等です。事務所の電話を架設する費用も含まれます。

なお、来客用自動車の駐車場の借上料等は雑費に入りますので注意してください。

(ii) 集合会場費等

主として個人演説会会場の借上料等が入ります。

(ウ) 通信費

選挙運動のために使用することができる葉書は、法第142条による通常葉書（無料）のみに限られています。この費目に含まれるものは、選挙運動以外の事務連絡のための通信（電報、電話、通常葉書）等に要する費用だけになります。なお、電話の通話料はこの項目に含まれます。

(エ) 交通費

交通費は、選挙運動員、事務員等の電車賃、汽車賃、バス賃並びにハイヤー、タクシーの借上料又は乗車賃等をいいます。

(オ) 印刷費

印刷費としては、選挙運動のために使用するポスター及び葉書の印刷費がその主たるものとなります。

(カ) 広告費

印刷費中に含まれない文書図画すなわち看板、ちょうちん、たすき等の制作費及び拡声機の借上料等が該当します。

(キ) 文具費

筆記用具やはさみ等、選挙事務所における事務のために使用した消耗品等です。

(ク) 食料費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用及び法律上許された運動員、労務者に対して提供する弁当等の費用です。

(ケ) 休泊費

休憩費と宿泊費を含めた意味です。

(コ) 雑費

雑費には「(ア) 人件費」から「(ケ) 休泊費」までに掲げた費目に計上されないものが入ります。

例えば、光熱水費等がこれに含まれます。

また、看板の作製については、看板屋に請け負わせた場合には費用の全部が広告費になりますが、材料を提供して労務者に作らせた場合には、労務者に要する費用は人件費に、トタン、布又は木材は雑費に、ペンキ、筆、墨等は文具費にというように分けて計上されることになります。

※ 選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成費については、公費負担となった場合でも、選挙運動費用に算入されます。したがって、収入については、計上しない取扱いとなります。支出については計上する取扱いとなりますので注意してください。

第4 寄附の禁止

1 市町村等と特別の関係がある者の寄附の禁止（法199、200）

次に述べる者は、町の議会の議員及び長の選挙に関し寄附をすることは禁止されています。

「選挙に関し」とは、選挙に際し選挙に関する事項を動機としての意味であり、選挙運動に関する寄附より広義で、選挙に関する一切の寄附を含みます。

（1）町と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者

「請負」には、土木事業等の請負契約のほかに物品の払下契約、物品の納入契約、特定の運送契約、施設の特別使用契約等も含まれますが、ここではあまり小規模の契約は含まれません。

「特別の利益を伴う契約」には、利益の契約全体に対する割合が通常の場合と比べて特に大きい場合と、利益の割合は通常であっても特に有利に又は独占的な利益を伴う契約とがあります。

（2）会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けており、一方その融資を行っている金融機関等が、その融資について市町村から利子補給金の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）を受けた場合には、その融資を受けている会社その他の法人（ただし、その利子補給金が交付されてから1年を経過している場合又はその利子補給金の交付の決定の全部が取り消された場合は除く。）

この場合、規制を受けるのは直接利子補給金の交付を受けている銀行、農協等ではなく、その銀行、農協等から利子補給金に係る融資を受けている会社その他の法人になります。

何人も、このような特別な関係にある者に対し、この選挙に関し、寄附を勧誘し又は要求してはならないし、また、このような者から寄附を受けてはなりません。

以上に違反して寄附を勧誘し又は要求し、若しくは受領した者は、処罰されます。

2 公職の候補者等の寄附の禁止（法199の2）

公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をすることは禁止されています。この場合、その寄附が選挙に関するか否かを問わず、また、時期のいかんを問わず禁止されます。したがって、このような寄附は、選挙の告示前であっても違反として禁止されているものであることに注意してください。

「公職の候補者」とは、すでに立候補届出をして公職の候補者の身分を取得したものであり、「公職の候補者となろうとする者」とは、これから立候補しようとする意思を有する者のことをいいます。「公職にある者」とは、現在町議会議員又は町長の職にある者をいい、今回の選挙に立候補する意思を有するか否かを問いません。

「その選挙区内にある者」とは、その区域内に住所又は居住を有する者だけでなく、一時的な滞在者をも含み、かつ、人、法人だけでなく、人格なき社団も含まれます。

これらの公職の候補者等がする寄附は、選挙に関するか否かを問わず、一定の場合を除いて一切禁止され、また、その寄附には、すでに述べたように、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含むものであることに注意してください。

例えば、選挙人の葬式に香典や花輪を贈ることは禁止されています。しかし、結婚式に招かれた場合、それが会費制の結婚式であればその会費を支払うことは差し支えありません。

また、公職の候補者等は、選挙区内の祭りや運動会に、金銭や酒などを寄附することはできませんし、名前や写真入りのうちわやカレンダーなどを選挙区内にある者に対して贈ることもできません。

ただし、次に掲げる場合には、例外として許されます。

(1) 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合

ただし、その政党その他の政治団体又はその支部が後述八でもふれるようにその公職の候補者等の後援団体（資金管理団体を除く。）である場合は一定期間禁止されます。

(2) 公職の候補者等の親族（六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族）に対してする場合

(3) 公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政
治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償（食事や食事料の提供を除く。）
としてする場合

ただし、このような集会であっても、その選挙区外で行われるもの及び任期満了の日前
90日に当たる日から選挙の期日までの間は禁止されます。

また、ここでいう講習会等の集会には、参加者に対して饗応接待が行われるようなものは含まれません。

「必要やむを得ない実費の補償」とは、参加者が集会に参加するために最小限度必要である旅費、宿泊費等をいうのですが、その金額も社会通念上やむを得ないと認められる最小限度のものでなければなりません。また、食事や食事料の提供は「必要やむを得ない実費の補償」には含まれないので注意してください。

3 公職の候補者等の寄附の禁止についての罰則（法249の2一・二・三）

公職の候補者等が禁止される寄附（前述2で述べたもの。）をすることは、原則としてすべて罰則の対象となります。そして、刑罰が科されると公職の候補者等は原則として選挙権、被選挙権が一定期間停止されます（被選挙権を停止されると、町の議会の議員及び町長の場合、その身分を失うことになります。）。

ただし、寄附をしても次に掲げる寄附については、例外的に、罰則の対象外となっています。

(1) 公職の候補者等が結婚披露宴に自ら出席し、その場においてするその結婚に関する祝
儀の供与

- (2) 公職の候補者等が葬式（告別式を含む。）に自ら出席し、その場においてする香典（これに類する弔意を表すために供与する金銭を含む。以下同じ。）の供与
- (3) 公職の候補者等が葬式の日（葬式が2回以上行われる場合にあっては最初に行われる葬式の日）までの間に自ら弔問し、その場においてする香典の供与
なお、これらに該当するものであっても、選挙に関するもの、通常一般の社交の程度を超えるものは、罰則の対象となっていますので注意してください。

4 公職の候補者等を名義人とする寄附の禁止（法199の2二）

公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附は、何人もこれをすることができません。これに違反した場合は罰則の対象となります。ただし、公職の候補者等の親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）に対してする場合及び公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償（食事や食事料の提供を除く。）としてする場合は禁止されません。

したがって、公職の候補者等の親族や友人が、公職の候補者等を名義人とする寄附をその選挙区内にある者に対してすることは、罰則をもって禁止されます。

5 寄附の勧誘・要求の禁止（法199の2三、四）

何人も、公職の候補者等に対して、特定の場合を除き、その選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはなりません。また、公職の候補者等を威迫して勧誘し、又は要求する場合、公職の候補者等の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘し、又は要求することは罰則の対象となります。

また、何人も、公職の候補者等以外の者に対して、特定の場合を除き、公職の候補者等を名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならないとされ、また、威迫して勧誘し、又は要求することは罰則の対象となります。

この「威迫」とは「人に不安の念を抱かせるに足りる行為」をいうものと解されています。

6 公職の候補者等が関係する会社等の寄附の禁止（法199の3）

公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするかを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をすることはできません。この場合も公職の候補者等がする寄附と同じく、選挙に関すると否とを問わず、いかなる時期であっても禁止されることに注意してください。ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対して寄附をすることは差し支えありません。

7 公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止（法199の4）

公職の候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、選挙に関し、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするかを問わず、寄附することが禁止されます。ただし、このような会社その他の法人又は団体が政党その他の政治団体やその支部に対して寄附をするとか、氏名等を冠されているその公職の候補者等に対して寄附することは、これらの団体の性格からも当然のことですので差し支えありません。

8 後援団体に関する寄附等の禁止（法199の5）

政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者等の政治上の主義、施策を支持し、又はそれらの者を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるものを後援団体といいますが、後援団体については次のような規制があります。

なお、後援団体には、慈善・文化の目的を主たる目的とする団体であって、そのすべての活動のうちでは特定公職の候補者の支持、推薦が主たる部分をなしていなくても、その団体の行う政治活動のなかでは特定の公職の候補者等の支持、推薦が主たるものになっているというのも含まれます。

(1) 後援団体は、一定期間（任期満了による町の議会の議員及び長の選挙の場合は任期満了の日前90日から選挙期日までの間）、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするかを問わず、寄附をすることができません。

ただし、後援団体が政党その他の政治団体やその支部に対して寄附するなど、その公職の候補者等に対して寄附をすることは禁止されません。

(2) 後援団体は、(1)の一定期間以外の期間においても、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするかを問わず、当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に關しない寄附及び花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附をすることができません。これに違反した場合は罰則の対象となります。ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対して寄附をする場合及び当該公職の候補者等に対して寄附をする場合は禁止されません。

この後援団体の「設立目的により行う行事又は事業」とは、その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会、見学、旅行その他の行事や印刷、出版などの事業をいうものと解されています。また、「花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するもの」とは、花輪、供花、香典、祝儀のほかに、「これらに類するもの」としてしきび、法事等における供物（料）や各種の式典における盛物等が考えられます。

(3) 後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事においては、前述(1)の期間中は、何人も、その選挙区内にある者に対し、饗応接待をしたり、金銭又は記念品その他の物品を供与したりすることが禁止されます。

(4) 公職の候補者等は、(1) の期間中、自分の後援団体（資金管理団体を除く。）に対し、寄附をすることが禁止されます。

9 政治資金規正法による寄附の制限（政規法4四）

政治活動に関する寄附については、政治資金規正法による規制がありますが、政治資金規正法上の「政治活動に関する寄附」には、政治団体に対してされる寄附のほか公職の候補者等の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附も含まれ、次のように規制されています。

(1) 会社等の寄附の制限（政規法21）

ア 会社、労働組合、職員団体その他の団体は、政党及び政治資金団体（政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党の指定を受け総務大臣にその旨の届出がされているもの。一政党につき一団体に限る。）以外の者に対しては、政治活動に関する寄附が一切禁止されます。

ただし、この場合、政治団体がする寄附については、適用されません。

イ 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求することは、禁止されています。

(2) 公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止（政規法21の2）

何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等（現金及び有価証券）によるものに限るものとし、政治団体にするものを除く。）をすることは禁止されます。ただし、政党がする寄附については、適用されません。

したがって、政党を除く政治団体（資金管理団体、後援団体を含む。）又は個人が公職の候補者に寄附をする場合については、金銭等は、選挙運動に関する寄附のみに限られますので注意してください。

(3) 寄附の総額の制限（政規法21の3）

政党及び政治資金団体に対して政治活動に関する寄附をする場合は、個人のする寄附は年間2千万円まで、会社、労働組合、職員団体その他の団体のする寄附は、それぞれ資本等の金額、組合員等の数又は前年における年間の経費の額を基準として算定された限度額（最高限度額は1億円）までしかできません。

また、個人が政治活動に関する寄附をする場合で、政党及び政治資金団体以外の者に対して政治活動に関する寄附をする場合は、年間1千万円を超えて寄附することはできません。

これらの制限は、特定寄附（政党からの政治活動に関する寄附で公職の候補者がその者に係る資金管理団体に対してする寄附）及び遺贈によってする寄附については、適用されません。

(4) 同一の者に対する寄附の制限（政規法22）

政党及び政治資金団体以外の同一の者（公職の候補者を含む。）に対して政治活動に関する寄附をする場合は、年間150万円を超えて寄附をすることができません。

(5) 量的制限等に違反する寄附の受領の禁止（政規法22の2）

前記（1）～（4）による寄附の制限を違反してされる寄附を受け取ることも禁止されています。

(6) 寄附の質的制限

ア 特定会社等のする寄附の制限（政規法22の3、22の4）

次に述べる者は、選挙に関するか否かを問わず政治活動に関する寄附をすることはできません。

（ア）市町村からの補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。）の交付の決定（利子補給金については契約の承諾の決定を含む。）を受けた会社その他の法人（ただし、その給付金の交付の決定通知を受けた日から一年を経過している場合、又は、その給付金の交付の決定の全部が取り消された場合を除く。）

「給付金」には、市町村が交付するものであれば交付金、助成金などすべて含まれます。ただし、委託契約に基づき交付される委託費等のように相当の反対給付のあるものは、これに含まれません。また、補助金、負担金等であっても、それが試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの（例えば、間接的利子補給金のように単なる通り抜けに過ぎないもの、また、離島航路補助金のようにはじめから欠損が予想される事業でも民政安定、特定地域の住民の向上のために、これを経営せしめて、その欠損を補てんするような補助金等）は除かれます。

（イ）3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社

（ウ）何人も以上に述べた制限に違反することを知りながら寄附を受けること並びに（ア）及び（イ）については寄附を勧誘し、又は要求することはできません。

イ 外国人等からの寄附の受領の禁止（政規法22の5）

何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、選挙に関するか否かを問わず政治活動に関する寄附を受けることはできません。

ウ 匿名の寄附等の禁止（政規法22の6）

何人も、本人以外の名義又は匿名で、選挙に関すると否とを問わず政治活動に関する寄附をすることはできません。本人以外の名義を用いた寄附とは、例えば、Aが寄附をするのにBの名義を用いてする寄附のことであり、匿名の寄附とは、寄附した者が誰であるかを明らかにしないでする寄附のことをいいます。これらの寄附は、何人もこれを受けることはできません。

これらの寄附をした者も受けた者も処罰され、その寄附にかかる金銭、物品の所有権は、国庫に帰属します。これらの金銭、物品の保管者は、国庫に納付する手続きをとらなければなりません。

(7) 寄附のあっせんに関する制度（政規法22の7）

何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力をを利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該あっせんに係る行為をしてはなりません。

また、政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするかを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、寄附を集めてはなりません。

第5 選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去について

当該選挙の期日の告示の前に掲示された政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに、当該選挙の行われる区域において、当該ポスターを撤去しなければなりません（法201の14）。